

東京23区外でこどもの定期予防接種を受けた方の費用助成について

HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）用

1 助成対象者（以下のすべてに該当する方又はその保護者）

- ・東京23区外の医療機関において自費でこどもの定期予防接種を受けた方
※日本国内の医療機関に限ります。
- ・接種日時点で江東区に住民登録がある方
- ・**接種前に江東区から「予防接種実施依頼書」の交付を受けた方**



予防接種実施依頼書
申請フォーム

2 申請手続きについて

接種前

接種する予防接種について、「予防接種実施依頼書」が発行されているかご確認ください。

接種前に発行されていない場合は、費用助成の対象となりませんので、ご注意ください。

接種時

「予防接種実施依頼書」をお持ちのうえ、接種先の医療機関にて、接種費用を全額お支払いください。

※誤った接種間隔や年齢で接種したなど、定期接種と認められない場合や接種前に「予防接種実施依頼書」の交付を受けていない場合は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

接種後

接種後1年以内に江東区保健所健康推進課健康づくり係（下記申請窓口（問合わせ先））まで郵送にて提出してください。審査後、助成の決定又は却下の通知を送付いたします。

3 申請に必要なもの

①医療機関の発行する領収書（原本）

※複数のワクチンを同時接種した場合は、各ワクチンの支払い額が分かる診療明細書等を添付してください。

②接種したことを証する書類として、以下のいずれか1つ

ア 予防接種済み予診票（様式は問いません）の写し

イ 予防接種の記録がある母子健康手帳の写し

ウ 定期予防接種確認書（ア・イが提出できない場合に使用してください。予防接種を受けた医療機関に記入してもらってください。様式は、区のホームページからダウンロードし印刷するか、下記5申請窓口（問合せ先）へご連絡ください。）

③江東区定期予防接種費助成金交付申請書

4 助成額と支払いについて

接種日が属する年度での江東区が定める接種単価を上限とし、提出された申請書類を審査したうえで、助成額を決定します。

※接種単価は、年度又は期間により変更になることがあります。



江東区 HPV ワクチン
予防接種単価上限表

5 申請窓口（問合せ先）

江東区保健所 健康推進課 健康づくり係 江東区東陽2-1-1（江東区保健所2階8番窓口）

〒：135-0016 TEL：03-3647-9487 FAX：03-3615-7171